



10月スタート
特定加算で、

労働組合に相談して 賃金上げよう!

介護で働く人の賃金を引き上げるために、国と自治体が予算をつけて、総額2,000億円規模の特定加算制度が10月から始まりました。

あなたの賃金は上がりましたか？ 事業所から説明はありましたか？

まずは全労連に相談してください。事業所に、改善のための原資がいくらなのか、適正に配分されているのか、どのように改善されているのかといったことを明らかにさせることができます。1人でも入れる組合があります。

特定加算?

どう使われているの?

賃金上げたい



まずは相談してください!

労働組合のある介護職場では
こんなことも実現しています

格差をおさえ、約1万円の賃上げ実現!

北海道の労働組合は、「加算を取得し、3月に一括で支給する」との回答を法人から引き出しました。具体的には、加算対象事業所に勤務する介護職に対し、勤続5年目以上は月額1万1,000円前後、1～4年目は9,000円を支払うというもの。パート職員は労働時間に比例して支払うとしました。

全員の賃上げを実現

山口県のある労働組合は、特定加算を活用し、基本給について5,000円から1万4,000円の引き上げを実現しました。勤続10年以上の介護福祉士に月額1万4,000円、10年未満の介護士に7,000円、その他の職種に5,000円、パート職員は時間比例で常勤換算し、一時金で支払うとしました。労組の書記長は、「法人の持ち出しで加算対象外の職員にも支給されることになり、職員のモチベーションも上がる」と喜んでいきます。

私たちの要求

- **月額給与、時間賃金の大幅改善**
全産業平均との月額8万円格差の解消を
- **有給休暇が取得できる人員配置・夜勤の複数体制**
人員配置基準の引き上げを
- **インターバル規制**
- **腰痛など労働災害やハラスメントのない職場づくり**
- **介護保険財政への国庫負担率の引き上げ**

笑顔の介護がしたい



全労連 介護・ヘルパーネット

〒113-8462 文京区湯島2-4-4 全労連会館4階
TEL: 03-5842-5611

一人でも入れる労働組合があります。フリーダイヤル

全労連労働相談ホットライン



0120-378-060

[相談無料・秘密厳守]

(あなたの地域の労働相談センターにつながります。月～金 10:00～17:00)

ミナハゼンロウレン